

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5025	電話045-210-4111
G-2	私や家族がアスベストの健康被害にあっているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。(職場でアスベストに接したことのない方) (令和6年4月1日更新)	

【答】

日本国内でアスベストを吸入することにより、指定疾病にかかられている方及びこれらの病気が原因で亡くなられた方のご遺族は、石綿健康被害救済制度による給付等を受けることができます。

- 現在、指定疾病にかかられている方については、独立行政法人環境再生保全機構に認定申請を行い、認定を受けることにより、医療費と療養手当の給付を受けることができます。
- アスベストを吸入したことが原因で死亡された方のご遺族については、特別遺族弔慰金と特別葬祭料を、独立行政法人環境再生保全機構に請求することができます。亡くなられた時期により請求できる期間が決まっていますので、ご注意ください。

◇石綿による中皮腫や肺がんが原因で死亡された場合	
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和14年3月27日まで(10年延長)
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長) ただし、平成20年12月1日(改正法施行日)前までに亡くなられた方は、令和15年12月1日まで請求できます。(10年延長)
◇著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚で死亡された場合	
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和18年7月1日まで(10年延長)
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長)

《申請書等の提出先》

環境再生保全機構本部 (最寄り駅川崎駅西口) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F TEL 0120-389-931 (受付時間 平日 10:00~17:00) TEL 044-520-9614 ホームページ https://www.erca.go.jp/asbestos/
環境省関東地方環境事務所 (最寄り駅さいたま新都心) 〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL 048-600-0815

※ 最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。